



富瀋国際事業協同組合  
TOMISHIN International Cooperative Association

## 入会案内

当組合の趣旨にご賛同いただき、入会をご希望される場合は、入会申込書に関連書類を添えて提出してください。組合理事会で審査・承認され、出資金をお支払いいただいた後、正式入会となります。

### 入会のメリット

1. 優秀な外国人技能実習生等を受け入れることができます
2. 共同購買などにより低価格な材料を仕入れることが可能

### 組合加入資格・実習生等受入れ資格

1. 当組合定款に掲げる資格事業を行う事業者
2. 組合の活動区域内である富山県、石川県、福井県、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県、京都府及び山形県の区域に事業所を有すること

### 入会に必要なもの

- 入会申込書…………… 1枚
- 登記簿謄本…………… 1通
- 直近年度の決算書…………… 1通
- 社会保険加入等の確認書類…………… 1通
- 建設業許可証の写し…………… 1通（建設業の場合）

### 入会出資金

出資金 10万円（1口1万円 10口単位）  
※万が一何らかの理由で退会された場合は、組合の規定に沿ってお返しいたします。

### 組合費

年会費：12,000円（1社につき年額）  
※組合の運営費にあてられますので、お支払いいただいた年会費はお返しできません。



## 価値

Value

時代の変化に敏感に対応し、国際感覚を持ちつつ、外国人財と企業と共に価値創造に挑戦します。

## 理念

### 社会性

Sociality

新しい情報を常に提供し、企業の発展に結びつけるとともに、日本とアジアの架け橋として地域社会に貢献します。

### 人間性

Humanity

ご縁のある出会いを大切に、強固な信頼関係を結びつつ、真心こめて“人”を育成します。

企業と人・アジアをつなぐ

# 組合概要

社名 富瀋国際事業協同組合  
設立 1998年5月20日  
許可官庁 富山県  
活動地区 北陸及び中部・関東・関西・東北の一部



## 外国人技能実習生受入事業

技能実習制度に係る関係法令に沿って、組合員が円滑に実習制度を活用できるようにサポートいたします。

## 特定技能者受入支援事業

特定技能者の支援をサポートいたします。

## 教育情報提供事業

組合員に有益となる情報の提供を行います。

## 一般労働者派遣事業

労働者派遣法に従い、派遣における必要なスキル・人材を提案します。

## 共同購買事業

組合員が必要とする日用品・資料等を皆様に購買いたします。

## 20年以上の実績

当組合は1998年(平成10年)の設立から20年以上の経験と実績があります。受け入れ企業は140社以上、受け入れた技能実習生の総数は3700名以上になります。受け入れ企業様が安心して技能実習生を受け入れられるよう、最新の情報を収集・提供しつつ、技能実習生等の出入国や在留に係る諸手続き、技能実習期間中の定期的な監査や訪問指導等総合的なフォローを行っています。



入国後講習



日本文化体験



宿舎での歓談風景

# 安心・充実のサポート体制

## 充実した通訳体制

### 通訳巡回指導員(常勤)の複数指導体制

中国、ベトナム・インドネシア・カンボジアの通訳が常勤職員として在籍しており、定期的に技能実習生等と連絡を取り合い、彼らの不安や疑問を解消し円滑に実習・業務にあたるようサポート、ケアいたします。

### 緊急時体制(24時間365日)

万が一の病気・事故に備え、緊急時には24時間携帯電話による緊急連絡体制をとっています。

## 経験豊富な職員がトラブル対応

当組合では企業担当制をとっており、技能実習生等の入国から帰国まで、企業担当及び通訳職員が、トラブル発生時においても迅速・的確に解決すべくサポートします。

## 充実した教育・研修制度

### 入国前後の充実した教育

技能実習生等には入国前後に充実した日本語教育を実施しています。入国前に現地で日本語、日本で生活する基本的なルール・マナー、専門用語等の教育を受けます。入国後は約1ヵ月間日本語レベルを高め、日本の生活や技能実習に必要な知識について教育いたします。

### 日本語能力向上教育

技能実習生等の日本語能力向上教育の一環として、日本語能力試験(JLPT日本語能力試験)の受験を推奨し、組合で申込みを取りまとめ一括申込みします。合格者には賞状・報奨金を授与しています。さらに、合格者率の向上を目指し、希望者を対象にオンラインで、教員資格を有する講師による日本語講座を実施しています。

### 優良実習生等の表彰

技能実習生等が言語の生活習慣の全く異なる日本で実習に励み、その努力を組合全体で認め、年に一度、実習実施機関からの推薦を受け優良実習生等の表彰を行っています。また、実習生等を支えた家族を母国で表彰することで、更なる意欲向上につなげていきます。

### 特別教育の実施

技能・資格の修得を目的に職種別に分野別の講習会を開催しています(玉掛け・足場・フルハーネス等)

### 技能検定試験や日本語能力試験の合格率の向上

技能実習3号生や特定技能生の技能・日本語水準に不可欠な各種試験の合格を目指し、上記施策のほか、該当企業様と連携した当組合職員・通訳による充実した事前指導を強化するなど、受検者全員の合格を目指します。



実習中の風景



現地出張面談会  
(状況によりネット面談となります。)



日本語能力試験の表彰



オンライン授業



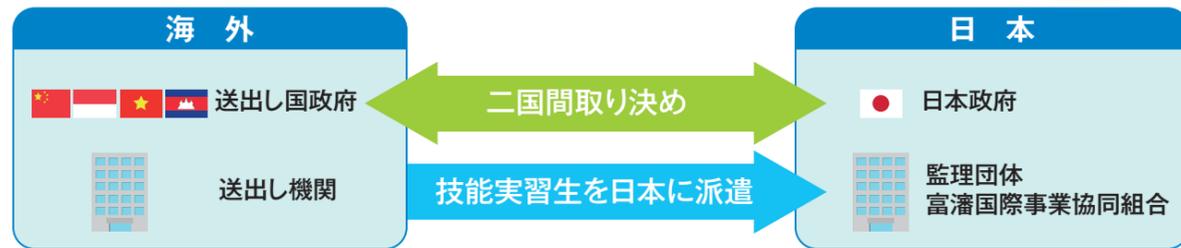
フルハーネスの講習

# 技能実習生の受入の流れ

## 外国人技能実習制度とは

外国人技能実習制度は、日本の企業が開発途上国等から技能実習生を受け入れ、働きながら日本の優れた技能・技術を身に付けてもらう事で帰国後母国の経済発展を支える人材となってもらう人づくり制度です。

2017年11月に施行された、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律『技能実習法』に基づいて実施されています。技能実習は、国際協力という制度の趣旨・目的に反し、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保等として使われることのないよう定められています。



## 受入れ方式

受け入れ方式は、「団体監理型」で実施します。

### 【団体監理型】

事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体が監理団体として技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）とともに技能実習を実施する。  
※他に企業単独型もあります。



## 監理団体

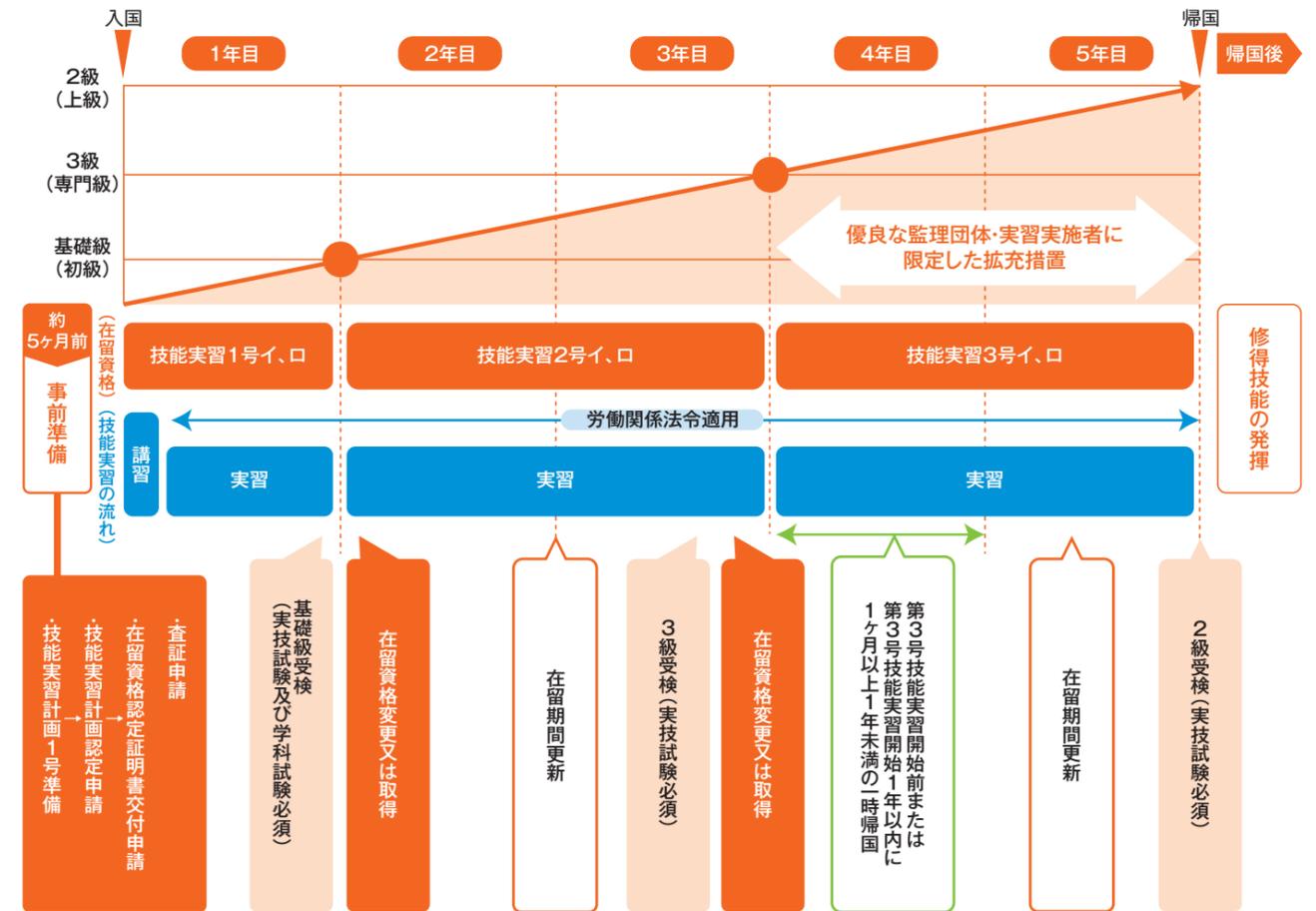
監理団体とは、団体監理型技能実習生の受け入れ方式において、実習実施者（受入企業）が、技能実習法、出入国管理法、労働関係法令等を遵守し、適切な技能実習の実施を行っていることを監理する団体です。監理団体が監理事業を行う場合は、一般監理団体（優良監理団体）または特定監理団体として主務大臣の許可を得なければなりません。当組合は一般監理団体です（許1707001286）。

## 受け入れ人数枠

常勤職員数により、技能実習生の受け入れ人数枠が異なります。

常勤職員数には、技能実習生（1号、2号及び3号）は含まれません。※優良要件あり。介護及び建設は別要件あり。

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数	優良要件基準適合の場合
301人以上	常勤職員の20分の1	基本人数枠の2倍 「優良要件適合申告書」の合計得点が6割以上の場合に適合
201人～300人	15人	
101人～200人	10人	
51人～100人	6人	
41人～50人	5人	
31人～40人	4人	
30人以下	3人	



## 技能実習生の受入の流れ

1	組合へのご入会 実習計画の策定と雇用条件の決定	制度のご説明から受け入れる国や地域、必要な人数、費用についてのご相談・ご提案をさせていただきます。
2	技能実習生の受入れの申込み (入国8ヶ月前)	
3	面接会での実習生の採用決定 (入国6ヶ月前) 技能実習計画認定申請	企業様に直接現地へ出向いて頂き、候補生と面接を行っていただきます。面接には組合のスタッフが同行いたします。現地に出向けない場合はWEB面接も可能です。
4	入国前講習受講 出国前健康診断	面接で採用された技能実習生は現地の日本語学校で約3ヶ月～半年の間、日本語を勉強します。
5	技能実習計画申請と許可(4ヶ月前) 在留資格認定申請(1ヶ月前)	技能実習生の採用が決定した後、入国に関する申請手続きを始めます。外国人技能実習機構や出入国在留管理庁への申請手続き（技能実習計画認定申請や在留資格の申請等）を行い日本への入国準備をします。※当組合がフルサポートします
6	日本へ入国 入国後講習	技能実習生は入国して1ヶ月間、組合の研修センター等で講習を受けます。日本語教育、日本の文化、マナー、消防訓練、法的保護講習（社労士による労働法、入管法講義）など

## 受入職種

技能実習の職種・作業の範囲については別紙参照

# 特定技能外国人支援事業

## 在留資格「特定技能」とは

在留資格「特定技能」とは、2019年4月から新たに新設された就労を目的とする在留資格です。人手不足が深刻な産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人の受入れが可能になりました。

## 在留資格

在留資格「特定技能」には、以下の2種類があります。

- ① 特定技能1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する。
- ② 特定技能2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する。

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	相当程度の知識又は経験試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	熟練した技能試験等で確認 (例: 技能検定1級合格相当)
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認められない	要件を満たせば可能(配偶者、子)
受入れ機関又は登録支援機関による支援	対象	対象外
受入れ可能業種(特定産業分野)	別紙参照	別紙参照

※特定産業分野ごとの受入可能な職種・作業については、別紙をご覧ください。

特定産業分野については、分野別に運用方針・運用要領が定められており、これらに加え、分野別の協議会や試験に関する情報、説明会資料等の情報は各所管省庁のホームページで確認できます。

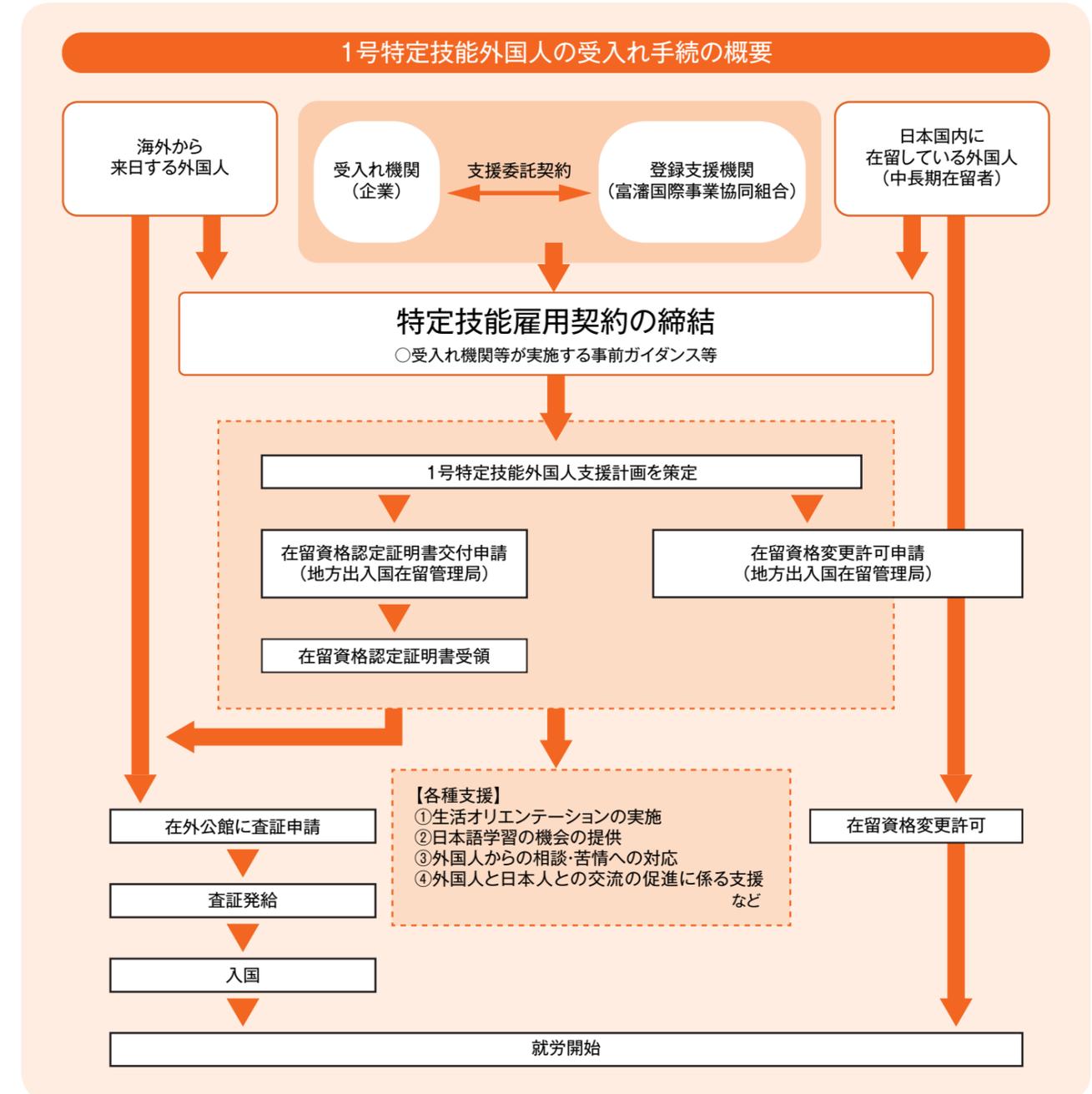
## 登録支援機関

登録支援機関とは、受入れ機関(特定技能所属機関)から委託を受け、1号特定技能外国人支援計画の全て(または一部)の業務を実施する者のことです。受入れ機関(特定技能所属機関)は、特定技能1号外国人に対し支援を行わなければなりません、その支援を全て委託することができます。委託を受けた機関は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることで、「登録支援機関」となることができます。当組合は、登録支援機関です。

(登録番号:19登-002717)

## 外国人材のマッチング

当組合では、ニーズに合った外国人材のマッチングを行っており、海外からだけでなく国内に在留している外国人材も積極的にご紹介いたします。



※建設分野での受入れの場合は、建設技能人材機構(JAC)に正会員として加入している「建設業者団体」への所属と建設キャリアアップシステム(CCUS)への登録を事前にし、国土交通省へ受入計画の認定申請を行う必要があります。

※建設分野以外の受入企業は、各特定産業分野に応じて特定技能外国人材受入協議会に加入する必要があります。